

平成 2 8 年

議会運営委員会記録

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成28年2月18日（木曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時05分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	内 山 恵 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	安 保 友 博 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
企 画 部 次 長	奥 山 寛 幸	秘 書 広 報 課 長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 徹
主 事	橋 本 千 種		

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成28年和光市議会3月定例会の会期予定等について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
議会報告会などについて

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。会議には、議長とオブザーバーとして副議長と7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成28年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会でございますが、21日に開会すべく、12日に招集告示をさせていただきました。提出する案件でございますが、諮問が1件、人事案件が1件、それから第四次和光市総合振興計画基本構想の改定、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更のほか条例の制定及び一部改正が9件、それから一般会計等の補正予算が4件、新年度予算が7件、合計24件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○吉田武司委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会3月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてなどです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会3月定例会の会期日程について議題とします。

提出議案は、諮問1件、議案23件です。

提出議案の説明を願います。

橋本総務部長。

○橋本総務部長 おはようございます。

それでは、3月定例会に上程いたします議案について、順次説明をさせていただきます。

今回、議案が大変多いので、説明に1時間程度かかりますので、御了承いただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をいたします。

人権擁護委員、戸部恵一氏が平成28年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、本会議に提出する議案について順次説明をいたします。

議案第1号、和光市副市長の選任について説明をいたします。

和光市副市長に、新たに大島秀彦氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号、第四次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて説明をいたします。

第四次和光市総合振興計画基本構想については、計画期間が平成23年度から平成32年度までとなっており、平成27年度は計画期間の中間年に当たります。基本施策及び具体的な施策については、社会経済情勢や市民ニーズのさまざまな変化に柔軟に対応していくため5年で見直すこととされていることから、この案を提出するものであります。

次に、議案第3号、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について説明します。

平成28年4月1日から、草加八潮消防組合が当該組合に新たに加入し、また皆野・長瀬上下水道組合が皆野・長瀬下水道組合に名称変更することから、当該組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第4号、和光市行政不服審査委員条例を定めることについて説明いたします。

行政不服審査法の規定に基づき、審査請求に関する審理員の審理手続の適正性及び審査庁の判断の妥当性を調査・審議するための機関として設置する和光市行政不服審査委員に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めることについて説明します。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定について、法律番号の改正、引用条項の改正、不服申し立て、異議申し立て、決定等の文言の改正、手数料の新設などを行うものでございます。

次に、議案第6号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、附則第5条の規定については、議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害又は通勤による災害により、年金たる補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金のいずれかを受ける場合、又は休業補償を受ける場合において、同一の事由により厚生年金保険法等の年金たる給付が支給されるときに調整を行うことを定めております。今般、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号、副市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

引き続き、副市長の給与を減額して支給するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明をいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることから、関係する条例について地方公務員法の条項を引用している部分の修正を行い、また改正後の地方公務員法第25条第3項第2号に基づく級別基準職務表を新たに規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の給与改定が実施されたことから、当市におきましても人事院勧告に準拠いたしまして、職員の給与の改定を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず職員の給料を平成27年4月1日にさかのぼり平均0.26%引き上げます。また地域手当の支給割合を平成27年4月1日にさかのぼり14.5%に引き上げ、さらに平成28年度から15%に引き上げます。勤勉手当の支給割合については、年間で0.1月分引き上げ、期末手当と合わせた年間支給割合を4.2月といたします。あわせて高齢層職員の官民給与格差を是正するため、55歳以上の職員の昇給については、勤務成績が極めて良好、特に良好である場合に限り行うよう改正するものでございます。

次に、議案第10号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、既存住宅を増改築する際の長期優良住宅建築等計画の認定事務及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等を行うに当たり、当該事務の申請手数料を定めるため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第11号、和光市子供のいじめ防止条例を定めることについて説明をいたします。

いじめ防止対策推進法に基づき、和光市立小・中学校における児童・生徒のいじめを防止し、いじめを早期に発見したり、いじめを速やかに解消したりするため、いじめ防止対策に関する市の理念、市の責務その他基本的な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第12号、和光市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を定めることについて説明をいたします。

平成26年6月の消費者安全法の改正に伴い、平成28年4月から消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、その組織・運営について条例で定めることとされております。今後も消費者被害を受けた場合には、迅速かつ適切な対応が必要であることか

ら、この条例を提出するものでございます。

次に、議案第13号、平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,908万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億3,433万1,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

総務費では、総務業務において、ふるさと納税の増加に伴い、対応するふるさと納税事業支援サービス業務委託料を増額し、OA化推進及び住民情報電算システムにおいて、情報セキュリティ強化対策に係る経費を増額し、番号法施行に伴うカード交付業務において、交付金の再算定により、通知カード、個人番号カード関連事務交付金を増額しております。

次に、民生費では、老人ホーム入所措置において、入所見込み者が入所に至らなかったため、養護老人ホーム入所措置委託料を減額し、介護保険特別会計繰出金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る国庫補助額の確定などに伴い、市の負担分を減額し、国民健康保険特別会計繰出金では、保険基盤安定繰出金及び財政安定化支援事業繰出金の確定により増額し、臨時福祉給付金支給では、低所得の年金受給者を対象とした給付金の支給に係る経費を計上しております。児童相談ファミリーサポートセンター及び一時保育管理運営では、平成26年度の保育緊急確保事業費国庫補助金に返還金が生じたためそれぞれ増額し、民間保育園運営及び幼稚園就園奨励では、公定価格の改定等に伴い、民間保育園小規模保育事業所等への委託料及び負担金をそれぞれ増額し、民間保育園新設では、一時保育事業及び病児保育事業を実施するための補助金を増額し、保育クラブ管理運営では、4月開所の民間保育園における放課後児童健全育成事業を実施するための補助金を増額しております。生活困窮者自立促進支援では、住宅確保給付金の申請者が当初の見込みを下回ったため減額しております。

次に、衛生費では、医療団体等支援において、派遣医師の人数に合わせて負担金を減額し、成・老人保健及び予防接種で、がん検診の受診者数及び各種予防接種者数が増加したため、委託料をそれぞれ増額しております。

次に、土木費では、白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援及びアーバンアクア公園整備において、社会資本整備総合交付金の交付額の決定によりそれぞれ減額し、駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金では、駅北口土地区画整理事業特別会計における繰入金の減額に合わせ繰出金を減額しております。

次に、消防費では、防災施設整備において、国の平成27年度補正予算における防災・減災事業費の増額に伴い、防災行政無線固定系子局を整備するための経費を増額しております。

次に、教育費では、中学校施設整備において、第三中学校のトイレ改修工事に係る経費を増額し、給食用備品整備では、下新倉小学校給食室備品の契約差金を減額しております。

次に、公債費では、支払元金及び利子の確定に伴い、元金償還金を増額し、利子償還金を減額しております。

次に、諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子が確定したため積立金をそれぞれ増額しております。

なお、今回の補正では、給料表の改定等に伴い、不足となる給料及び職員手当等も増額しております。

以上が主な歳出についての説明となります。

続いて、主な歳入について説明をいたします。

国庫支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したため増額しております。低所得高齢者を対象とした給付金支給事業を行うことから、年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費補助金及び事業費補助金を増額しております。一時保育、病児保育及び放課後児童健全育成事業の実施に伴い、子ども・子育て支援交付金を増額しております。また、交付額の確定等に伴い、社会資本整備総合交付金を減額及び増額しております。

県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金が確定したため増額しております。

財産収入では、北インター地域の事業計画変更に伴い、土地売払収入を減額しております。

市債では、対象事業の確定及び変更に伴い、それぞれ内容に合わせ増額及び減額をしております。

以上が主な歳入についての説明となります。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、白子小学校体育館非構造部材耐震化事業を初め5事業と、国の平成27年度補正予算に対応する6事業の計11事業について繰越明許費とするものであります。

次に、議案第14号、平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,544万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億1,850万7,000円とするものであります。

歳入については、まず財産収入では、保険給付費等支払基金預金利子を減額し、繰入金では、各繰入金額が確定したことから、保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。

歳出については、歳入の増額に伴い、基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第15号、平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ129万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,534万6,000円とするものであります。

主な歳出については、利用者負担額軽減制度事業費で、軽減対象者及び1人当たりの軽減額が当初見込みを下回ったことから、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費を132万2,000円減額し、基金積立金では、介護給付費準備基金の資金運用利子が確定したことから2万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入については、歳出に連動する形で、県支出金の介護保険事業費補助金を99万2,000円減額し、財産収入において利子及び配当金で2万8,000円を増額し、利用者負担額軽減制度事業費の減額に伴い、一般会計繰入金のうちその他一般会計繰入金で社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金を33万円減額しております。

また、平成27年8月改正に対応するための介護保険システム改修に対する補助金が確定したため、財源調整として、国庫支出金、介護保険事業費補助金を205万3,000円増額する一方、繰入金において事務費繰入金を205万3,000円減額しております。

さらに、総合事業に係る国の交付金について、総合事業調整交付金が新設されるため、国庫支出金において総合事業調整交付金を131万3,000円増額するとともに、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を508万8,000円減額し、繰入金を377万5,000円増額しております。

次に、議案第16号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,189万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,066万1,000円とするものであります。

歳出については、職員の給与の改定が行われることから、区画整理総務費を88万2,000円増額するものであります。また、埋蔵文化財の調査に時間を要し、計画していた工事量の減少及び建物移転に伴う合意形成が見込まれることなどから、区画整理事業費において、役務費、委託料、負担金・補助及び交付金を2,629万2,000円減額し、補償・補填及び賠償金を1億3,730万円増額するものでございます。

歳入については、社会資本整備総合交付金が確定したことから、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金を3,327万5,000円減額するものであります。

また、繰入金及び市債において、歳出に合わせて、一般会計繰入金を2,053万5,000円減額し、区画整理事業債を1億6,570万円増額するものであります。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、区画道路築造ほか整備事業8,070万9,000円を繰越明許費とするものであります。

次に、議案第17号、平成28年度埼玉県和光市一般会計予算について説明をいたします。

平成28年度は、保育サービスの充実に伴う児童福祉関係経費の増加に加え、駅北口を初めとする各土地区画整理事業の進捗に伴う投資的経費の増加などにより大変厳しい予算編成となりました。予算編成に当たりましては、身の丈に合った財政運営を行っていくため、事業の見直しを行いながらも行政サービス水準が低下しないよう、市債の発行や事業に合わせた基金繰り入れを活用するなどにより、所要の財源を確保しております。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても、予算に関する説明書とあわせて提出しております。

それでは、平成28年度埼玉県和光市一般会計予算の歳入歳出の概要について説明をさせてい

たきます。

予算書をごらんいただければと思います。

初めに、地方自治法第215条に規定する予算の内容について説明をいたします。

予算及び予算説明書の1ページをお開きいただければと思います。

まず第1条では、平成28年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ245億2,500万円と定め、対前年度比較では22億8,400万円、率にいたしまして8.5%の減となっております。

次に、第2条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

次に、第3条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

次に、第4条の一時借入金については、限度額を10億円と定め、第5条の歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について説明をいたします。

初めに、主な歳入予算について説明をさせていただきます。

まず、20ページをごらんください。

款1市税については140億5,317万5,000円を計上しております。

市税のうち市民税では、納税義務者数及び1人当たりの所得割額の増加が見込まれることから67億3,375万5,000円を計上しております。

固定資産税では、新・増築家屋の増加を見込み59億2,911万8,000円を計上しております。

次に、22ページの款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までについては、国の地方財政対策等を参考に、交付実績額等を踏まえた金額を計上しております。

なお、地方交付税については、普通交付税は不交付と見込み、特別交付税のみ1億2,700万円を計上しております。

次に、32ページ、款15国庫支出金については、子ども・子育て支援新制度に係る保育所運営費負担金及び保育所等整備交付金並びに臨時福祉給付金給付事業費補助金等の増加が見込まれることから38億8,474万6,000円を計上しております。

次に、38ページの款16県支出金についても、保育所運営費負担金などの増加により15億984万6,000円を計上しております。

次に、46ページの款19繰入金については、財政調整基金と特定目的基金を合わせ4億5,042万6,000円を繰り入れることといたしました。

次に、54ページの款22市債については、各土地地区画整理事業を初め、アーバンアクア公園整備事業及び第二中学校給食室改築事業の財源として11億8,470万円を計上しております。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明をいたします。

56ページ、款1議会費については、議会運営に係る経費など2億1,889万6,000円を計上しております。

次に、62ページの款2総務費については26億5,941万2,000円を計上しております。

項1総務管理費では、庁舎の維持管理経費及び和光市民文化センターの管理運営経費など、102ページからの項2徴税费では、賦課・徴収事務執行に係る経費など、110ページからの項3戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳業務及び番号法施行に伴うカード交付業務に係る経費など、114ページからの項4選挙費では、参議院議員通常選挙に係る経費など、120ページからの項5統計調査費では、経済センサスに係る経費など、122ページからの項6監査委員費では、監査委員業務に係る経費など、124ページからの項7生活環境費では、環境保全及び公害などに係る経費など、132ページからの項8自治振興費では、コミュニティセンター及び地域センターの運営に係る経費などをそれぞれ計上しております。

次に、140ページからの款3民生費については115億6,889万3,000円を計上しております。

項1社会福祉費では、障害者・高齢者の医療及び生活支援に係る経費及び総合福祉会館管理運営に係る経費のほか、地域密着型サービス拠点等を整備するための経費など、164ページからの項2児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費の助成及び保育園・児童センターに係る運営経費のほか、幼稚園費及び保育クラブ費など、188ページからの項3生活保護費では、生活保護支給に係る経費など、190ページからの項4国民年金事務取扱費では、国民年金事務取扱経費など、192ページ、項5災害救助費では、災害見舞金をそれぞれ計上しております。

次に、194ページからの款4衛生費については14億8,941万円を計上しております。

項1保健衛生費では、母子及び成・老人に係る健診事業のほか各種予防接種経費など、202ページからの項2清掃費では、廃棄物の収集運搬及び処理に係る経費のほか焼却施設運転管理経費などをそれぞれ計上しております。

次に、214ページからの款5労働費については、勤労福祉センター及び勤労青少年ホーム管理運営費など6,153万3,000円を計上しております。

次に、218ページからの款6農林水産業費については、都市農業支援経費及び市民農園管理運営経費など4,940万5,000円を計上しております。

次に、226ページからの款7商工費については、中小企業の活性化を図るための経費のほか、地域ブランド及びイメージキャラクターPR推進に係る経費など8,360万3,000円を計上しております。

次に、234ページからの款8土木費については32億988万5,000円を計上しております。

項1道路橋りょう費では、市道の維持管理・補修及び整備のほか市内循環バスの運行や駅南口自転車駐車場維持管理など、244ページの項2河川費では、水路の管理、改修に係る経費など、246ページからの項3都市計画費では、各土地地区画整理事業推進に係る経費及びアーバンアクア公園の整備に係る経費などをそれぞれ計上しております。

次に、256ページからの款9消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金のほか消防団業務に係る経費及び防災施設整備に係る経費など9億2,898万4,000円を計上しております。

次に、264ページからの款10教育費については25億906万3,000円を計上しております。

項1 教育総務費では、英語教育や教育支援センター運営に係る経費など、274ページからの項2 小学校費では、コンピューター教育推進に係る経費など、282ページからの項3 中学校費では、中学校管理運営経費など、288ページからの項4 社会教育費では、公民館及び図書館の運営に係る経費など、318ページからの項5 保健体育費では、和光市総合体育館管理運営に係る経費のほか給食施設整備に係る経費及び学校給食業務に係る経費など、それぞれ計上しております。

次に、328ページの款11公債費については、元利合わせた償還金として17億1,994万9,000円を計上しております。

次に、330ページの款12諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子として96万7,000円を計上しております。

終わりに、332ページの款13予備費については、昨年同額2,500万円を計上しております。

以上、一般会計歳入歳出の主な内容について申し上げます。

引き続き、議案第18号、平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

国民健康保険については、近年、加入世帯及び被保険者数が減少している影響等を考慮し、平成28年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,207万5,000円と定め、対前年度比較では3.4%の減となっております。

主な歳入については、国民健康保険税として16億4,169万6,000円を、共同事業交付金として17億6,589万7,000円を、国庫支出金として13億2,086万6,000円を計上しております。また一般会計からの繰入金については、7億1,800万2,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については、前年と同額の4億5,000万円を計上しております。なお、保険給付費等支払基金からの繰入金については4億2,950万円を計上しております。

主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として43億5,806万7,000円を、共同事業拠出金として19億9,374万3,000円を、後期高齢者支援金等として9億4,081万3,000円を計上しております。現在、被保険者1人当たりの保険給付費はふえ続けており、この対応として特定健診・特定保健指導の受診勧奨、生活習慣病重症化予防対策事業を初めとする取り組みを引き続き進めるとともに、健康サポート訪問事業として重複・頻回受診者に対し、保健師による訪問事業を新たに実施し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに適正受診の促進を進めてまいります。

次に、議案第19号、平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

平成28年度の予算については、広域連合が推計した市負担金算定、保険料算定に用いる諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数に基づく予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,350万3,000円と定め、対前年度比較では4.6%の増加となっております。

歳入については、後期高齢者医療保険料5億7,129万6,000円、保険基盤安定繰入金8,080万

2,000円のほか保険料還付金等を計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金 6億5,214万9,000円のほか保険料の還付金等を計上しております。

次に、議案第20号、平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明をいたします。

第6期介護保険事業計画の2年目となる和光市介護保険特別会計は、平成27年度からスタートした新しい介護予防・日常生活支援総合事業をさらに充実させるほか、新規事業として、介護保険事業費補助金を活用して、低所得高齢者の住まい確保や日常生活上の支援等を行う低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を実施し、計画に基づいた地域密着型サービスの基盤整備を進めてまいります。平成28年度は歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,852万9,000円と定め、対前年度比較では6.2%の増となっております。

主な歳入については、介護保険料では、第6期計画期間は基準月額4,228円の保険料設定とし、被保険者数の増加を反映し7億8,800万7,000円を計上しております。また、歳出の保険給付費等に連動する法定負担の国・県等の補助金及び交付金は18億6,699万7,000円を計上し、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金で6億2,329万1,000円計上しております。

主な歳出については、保険給付費では、介護予防効果や居宅介護推進効果を勘案した推計及び平成28年度に整備予定である定期巡回・随時対応型訪問介護・看護や認知症対応型共同生活介護の必要量に基づき28億4,953万6,000円、和光市の独自施策である市町村特別給付については6,039万6,000円を計上しております。また、平成27年度から全面的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施している訪問型サービス、通所型サービスの経費や、認知症高齢者対策や生活支援体制整備の取り組み等を含む、地域支援事業費については1億5,247万6,000円を計上しております。

次に、議案第21号、平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明をいたします。

平成28年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億469万5,000円と定め、対前年度比較では19.8%の増となっております。

主な歳入については、国庫補助金が1億2,540万円、一般会計繰入金が3億8,489万3,000円、区画整理事業債が2億9,440万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,529万8,000円、建物移転等補償調査業務及び工事実施設計業務などの委託料8,374万7,000円、区画道路築造工事費などの工事請負費1億8,310万6,000円、移転補償費などの補償・補填及び賠償金4億2,581万5,000円などで、区画整理事業費として7億1,889万7,000円を計上しております。

次に、議案第22号、平成28年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明をいたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量につきましては、給水戸数を

4万138戸と見込み、年間総給水量を929万1,000m³、1日平均給水量を2万5,455m³、主要な建設改良事業として第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業に5億7,503万5,000円を計上しております。

次に、予算第3条の収益的収入については、事業収益は15億1,276万4,000円を計上し、前年度比較で1,869万9,000円の減額となっております。この主なものは、水道料金収入11億1,102万2,000円で、収入総額の73.4%を占めております。その他配水管工事負担金3,024万円、加入金1億1,718万円、長期前受金戻入1億7,255万2,000円、消費税及び地方消費税還付金2,337万7,000円となっております。

また、支出については、事業費12億6,013万8,000円を計上し、前年度比較で3,043万3,000円の減額となっております。この主なものは、県水受水費が4億3,836万7,000円で、支出総額の34.8%を占めております。その他動力費5,363万1,000円、減価償却費3億6,843万6,000円となっております。

次に、予算第4条の資本的収入については、負担金2,180万5,000円を計上し、前年度比較で136万2,000円の減額となっております。この主なものは、一般会計負担金434万2,000円であります。

また、支出については9億3,401万9,000円を計上し、前年度比較で5,634万8,000円の減額となっております。この主なものは、建設改良費の給配水管布設費に2億3,014万8,000円、浄水場施設改良費に5,721万9,000円、拡張事業費の浄水場施設費に5億7,503万5,000円、企業債償還金に3,392万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額9億1,221万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填するものといたします。

最後になりますが、議案第23号、平成28年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明をいたします。

予算第2条の業務の予定量につきましては、水洗化世帯数3万8,000世帯、年間処理水量857万4,000m³、一日平均処理水量2万3,490m³を見込み、主要な建設改良事業として、和光市駅北口土地区画整理地内汚水整備事業に3,207万6,000円を、越戸川第1号雨水幹線整備事業に1億7,001万4,000円を計上しております。

次に、予算第3条の収益的収入については11億3,844万6,000円を計上し、前年度比較で1億7,766万9,000円の増額となっております。その主なものは、下水道使用料の6億4,841万1,000円であります。

また、収益的支出については10億3,028万円を計上し、前年度比較で3,644万1,000円の減額となっております。その主なものは、営業費用として下水道ポンプ施設維持管理業務等の委託料1億1,546万2,000円、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金を含む会費負担金2億7,629万5,000円、営業外費用として企業債利子償還金1億459万5,000円となっております。

次に、予算第4条の資本的収入については3億217万4,000円を計上し、前年度比較で1,689万円の減額となっております。その主なものは、建設改良費等企業債1億5,020万円、他会計負担金7,685万4,000円であります。

また、資本的支出については7億1,711万4,000円を計上し、前年度比較で1億6,111万6,000円の増額となっております。その主なものは、雨水整備の工事費1億7,403万2,000円、汚水整備の工事費4,725万円、建設改良費等企業債償還金3億8,252万3,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,494万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時21分 休憩）

再開します。（午前10時23分 再開）

次に、議案の先議についてです。

初めに、諮問第1号及び議案第1号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、第2日に起立採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第3号、第7号、第9号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、第2日に採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

ありがとうございました。

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

まず、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今回郵送で提出された陳情は配付しましたとおり、平成28年2月2日受理の宇宙船地球号を守るための陳情・地球社会建設決議陳情書、以上1件でございます。報告いたします。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので御確認ください。

次に、議会事務局に持参し提出された陳情1件を受理しています。

受理した陳情を本会議で審議することについて、各会派から御意見願います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 委員会に付託をして審議をする条件を満たしての提出だと思しますので、付託して審議をするということでもいいと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 形式が整っているのも、同じ意見です。大丈夫です。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 委員会で審査し、それで議員の皆さんがそれぞれ意見を述べていくということが、やっぱり議会基本条例にも合致しますし、委員会で審査を議員として行うべきだと。議員の責務についても果たしていくという形で委員会付託をしていただきたいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、本会議で審議しない5項目に当てはまらないのでいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

続けて、オブザーバーの方から御意見、ありますでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 委員会で審査をお願いします。

○吉田武司委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかに御意見がないということですので、会議で審議するとして、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告書が2件出ていますので報告します。

次に、会期について、会期は25日間とし、今回は、平成28年度当初予算の審査などがありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日としたいと思います。一般質問は4日間とし、1日4人としたいと思います。

なお、2月23日火曜日から2月25日木曜日を調査休会とし、3月10日木曜日、11日金曜日及び15日火曜日を休会としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について。1月14日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、日本共産党、吉田けさみ議員、順位2番、新しい風、猪原陽輔議員、順位3番、公明党、村田富士子議員、順位4番、緑風会は私、吉田武司です。

次に、議案第2号の審査方法についてです。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 議案第2号についてですけれども、総合振興計画基本構想の改正案の審査方法につきましては、さきの会派代表者会議において、会議規則第103条の規定に基づき連合審査会で実施するとの承認を得たところでございます。

また、審査に当たっては、現行の第四次和光市総合振興計画基本構想と対比する際、平成26年12月定例会で総合振興計画基本構想の中間見直しの前倒しを行っており、その部分は既に溶け込まれていること、また今回御審査いただく部分は、アンダーラインが引いてある箇所であることに御留意をいただきたいと思えます。

また、質疑する際は、文言などに言及することなく、あくまでも内容についてお願いしたいと思えます。

○吉田武司委員長 休憩します。(午前10時35分 休憩)

再開します。(午前10時36分 再開)

お諮りします。議長から発言があったように、議案第2号の審査方法について、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会が連合して審査をするための連合審査会を開きたいと思えます。また連合審査会について、常任委員会第1日目、2月29日に開きたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

休憩します。(午前10時37分 休憩)

再開します。(午前10時49分 再開)

確認いたします。連合審査会については、先ほどお諮りした日程で行いたいと思います。

また、内容については、議長から発言がありましたアンダーラインを引いてある箇所であることに留意していただき、質疑する際は文言などに言及することなく、あくまでも内容についてお願いしたい。審査方法につきましては、お手元の進行表のとおり、主に基本目標ごとに一括して質疑をお願いいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月24日水曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。

新しい風から1件、意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、2月26日金曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、3月8日火曜日の本会議一般質問終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のCDを各会派に1枚配付いたしますので、適宜御利用ください。

なお、この参考資料は公表しませんので、取り扱いや審査時の発言などでは御留意いただき、審査が終了次第、事務局へ返却くださいますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターです。

事務局で作成したポスターについて、ホワイトボードに掲示してあります。御確認いただきたいと思います。こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、和光市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてです。

委員及び補充員の任期が来る3月14日に満了するので選挙を行うこととなります。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として、議長が指名することとし、選挙管理委員会委員には浪間昇氏、庄子ミエ氏、鳥飼孝行氏、上田隆子氏、以上4名を、選挙管理委員会委員の補充員には、磯部榮子氏、山口明子氏、郷間慶子氏、柳下照美氏、以上4名をそれぞれ指名することとし、補充員の順序は、議長が指名するただいまの順序にしたいと思います。

なお、この選挙は第2日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告いたします。

市議会議員選出議員に1名の欠員に対して、市議会議員選出議員は候補者が2名となりました。したがって、選挙を実施することになりましたので御報告いたします。

○吉田武司委員長 それでは、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙のうち市議会議員選出議員についてお諮りします。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えませんので、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを、埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

この埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、第2日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

お手元に修正後の開催要領と次第及びアンケート用紙を配付しましたので、内容を御確認ください。

なお、ポスター案は事務局で作成中とのことです。

パソコン担当の方は、両常任委員会の資料を1つのデータにまとめて、4月12日火曜日正午までに議会事務局へ提出の旨、各会派において御周知くださいますようお願いいたします。

リハーサルで使用する資料は事務局で印刷しますので、よろしくお願ひします。

議会報告会の要領につきまして御確認いただけましたでしょうか。何かございますでしょうか。

休憩します。(午前10時56分 休憩)

再開します。(午前10時59分 再開)

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 今まで確認してきた内容の再確認と理解いたしますが、意見交換会、今

回、特に試みるということで、11番の議員の発言で、「意見交換会では議員個人の見解を述べるものとする」となっておりますけれども、その場のやりとりの状況において、すぐに個人的な考えをまとめて述べるというのが、状況によっては調べたりしなくてはいけないとか難しい場合もあるので、そういった場合、これはあくまで議員の個人の見解に対して述べる、考え方というか、そういったことを述べることができるということも含んでいると理解してよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今までの議会報告会の中では見解を述べないものとするということでしたので、今回、意見交換会の中では述べることも含めて、いろんなその時々への対応の中で、議員として、公の意見も発言しますし、また個人の意見も発言するというような形で御理解いただければと思います。ここでできるという意図で書かせていただいたということですので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了します。

今後の議会運営委員会の日程を確認します。

議会運営委員会は、2月26日金曜日、総括質疑終了後、意見書案の調整。3月8日火曜日、一般質問終了後、意見書案の確認。3月16日水曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ、1回目。4月7日木曜日、13時30分から議会だより編集事前打ち合わせ、2回目。4月14日木曜日、9時半から議会だより編集会議。以上となります。御出席くださいますようよろしく願いいたします。

議長から報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 2月21日、議会開会日、施政方針の日ですけれども、この日に当たり、3月定例会の傍聴について、教育委員会から市内の中学校3校に対して依頼をしていただいております。その依頼を受けて、各学校から中学生徒が11名、また引率の教員、先生が開会日に傍聴に来られると連絡がありましたので、御報告させていただきます。18歳、選挙権の引き下げ等もございますので、そういった主権者教育の一貫としても利用していただくという趣旨から、今回そのような取り組みをいただいたところでございます。

その他の日程について、私のほうから御報告いたします。

1点目は、全員協議会、3月14日月曜日、本会議終了後、内容は公共施設等総合管理計画についてでございます。

それから2点目、先ほど議会報告会について御協議いただきましたが、そのリハーサルを4月14日木曜日、議運の終了後に開催いたします。日程の確認等、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 そのほか何かございますでしょうか。

なければ、本日の記録及び公開資料などについては、委員長に一任願います。
以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時05分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司